

第8次地域医療計画（精神疾患）素案

第7次地域医療計画の構成をベースとし、改正精神保健福祉法（令和6年4月施行）（法改正）、医療計画関係通知（国通知）、現在の県の医療体制・地域精神保健活動の状況等を踏まえ、以下の内容とする（**太字部分追加**）。

【現状と課題】

- 1 宮城県の精神疾患とこころの健康の現状
- 2 医療提供体制の現状と課題
- 3 東日本大震災とこころの健康への支援

現行どおり

【精神疾患の医療機能の現況】

- 1 精神医療圏
- 2 医療連携体制の構築に必要な医療機能の明示
- 3 各医療機能を担う医療機関の具体的名称

現行どおり

【目指すべき方向性】

- **誰もが**安心して自分らしい暮らしをすることができるように、精神科医療機関やその他の医療機関、地域援助事業者、保健所、市町村などが連携することで、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、教育などを包括的に確保する「にも包括」の構築を推進する。
- 多様な精神疾患等に対応した患者本位の医療の実現が図られるように、医療機関、保健所、市町村などの連携を推進する。

法改正を踏まえた修正（対象拡大）

【施策の方向】

- 1 精神疾患の早期発見・早期治療に向けた相談・普及啓発体制の充実・強化について
（**「精神保健に課題を抱える者への対応」「東日本大震災とこころの健康について」含む**）
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進について
- 3 精神科救急医療体制について
- 4 身体合併症治療について（**新興感染症発生時の対応含む**）
- 5 多様な精神疾患等について
 - ①統合失調症、②うつ病・躁うつ病、③認知症、④児童・思春期精神疾患、⑤発達障害、⑥依存症（**アルコール、薬物、ギャンブル等**）、⑦高次脳機能障害、⑧摂食障害、⑨てんかん、⑩**PTSD（災害・事件・事故によるPTSDへの心のケア）**
- 6 自死対策について
- 7 災害精神医療について
- 8 医療観察法における対象への医療について

- ・法改正・国通知を踏まえた項目追加
- ・東日本大震災後の地域精神保健福祉活動を鑑みた項目の見直し

参考

精神保健福祉法改正・医療計画関係通知概要

精神保健福祉法（令和6年4月施行予定）

- ・市町村等が実施する精神保健に関する相談支援の対象へ、精神障害者のほか「**精神保健に課題を抱える者**」も追加（母子保健，虐待，ひきこもり，高齢・介護等）

医療計画関係通知

- ・指標の活用等による現状把握を踏まえた、**政策循環の仕組みの強化**
- ・「にも包括」の構築，
多様な精神疾患ごとの医療体制の整備

<通知等>

- 「『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律』の公布について」（障発1216第3号令和4年12月16日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- 「医療計画について」（医政発0331第16号令和5年3月31日付け厚生労働省医政局長通知）
- 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（医政地発0331第14号令和5年3月31日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

(案)
第8次宮城県地域医療計画の素案について

「第2章 「主要な疾病・事業ごとの医療提供体制」の構成

第7次宮城県地域医療計画の構成を踏襲しており、基本的に共通して以下の項目からなる。

- 1 【現状と課題】
- 2 【医療機能の現況】
- 3 【目指すべき方向性】
- 4 【施策の方向】
- 5 【数値目標】

「第2章 第5節 精神疾患」の構成

第7次宮城県地域医療計画の構成をベースとし、令和6年4月1日施行予定の精神保健福祉法一部改正内容、国から示された指針^{*}を踏まえた項目を追加。

【現状と課題】

- 1 宮城県の精神疾患とこころの健康の現状（統計データ等）
- 2 医療提供体制の現状と課題
 - (1) 精神疾患の早期発見・早期治療に向けた相談・普及啓発体制の充実・強化
（「精神保健に課題を抱える者」含む） 追加
 - (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進について
 - (3) 精神科救急医療体制について
 - (4) 身体合併症治療について
 - (5) 多様な精神疾患等
 - ①統合失調症, ②うつ病・躁うつ病, ③認知症, ④児童・思春期精神疾患, ⑤発達障害, ⑥依存症 （アルコール, 薬物, ギャンブル等）, ⑦高次脳機能障害, ⑧摂食障害, ⑨てんかん 追加
 - (6) 自死対策について
 - (7) 災害精神医療について
 - (8) 医療観察法における対象への医療について
- 3 東日本大震災とこころの健康への支援 （災害によるPTSDへの心のケア含む） 追加

【精神疾患の医療機能の現況】

- 精神医療圏
- 医療連携体制の構築に必要な医療機能の明示
- 各医療機能を担う医療機関の具体的名称

【目指すべき方向性】 精神保健福祉法一部改正内容を踏まえた修正(対象の拡大)

- 精神障害者が、地域の一員として精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるように、精神科医療機関やその他の医療機関、地域援助事業者、保健所、市町村などが連携することで、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、教育などを包括的に確保する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(にも包括)」の構築を目指します推進します。
- 統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、依存症などの多様な精神疾患等に対応した患者本位の医療の実現が図られるように、医療機関、保健所、市町村などの連携体制を整備します推進します。

【施策の方向】

- 1 精神疾患の早期発見・早期治療に向けた相談・普及啓発体制の充実・強化について
(「精神保健に課題を抱える者への対応」「東日本大震災とこころの健康」含む) ←…
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進について 追加・組替
- 3 精神科救急医療体制について
- 4 身体合併症治療について (新興感染症発生時の対応含む) 追加
- 5 多様な精神疾患等について
① 統合失調症、②うつ病・躁うつ病、③認知症、④児童・思春期精神疾患、
⑤ 発達障害、⑥依存症 (アルコール、薬物、ギャンブル等)、⑦高次脳機能障害、
⑧ 摂食障害、⑨てんかん、⑩PTSD (災害・事件・事故によるPTSDへの心のケア) ←…
- 6 自死対策について 追加
- 7 災害精神医療について 追加・組替
- 8 医療観察法における対象への医療について
- 9 東日本大震災とこころの健康について ……
「1 精神疾患の早期発見・早期治療に向けた相談・普及啓発体制の充実・強化について」
「5 多様な精神疾患等について」へ包含

【数値目標】

- 精神病床における退院率(入院後3か月、6か月、1年12か月時点)
 - 精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数(地域平均生活日数)
 - 精神病床における入院需要患者数(急性期、回復期、慢性期)
 - 精神病床における慢性期 (1年以上)入院需要患者数(65歳以上・65歳未満別)
- …障害福祉計画内に目標あり

【コラム】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進について